

平成30年3月8日

平成30年登米市議会定例会

2月定期議会 提案理由説明書

(その3)

登米市議会

議員 番

同意第1号	副市長の選任につき同意を求めることについて
-------	-----------------------

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、副市長の選任を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者 略歴

氏名	わた なべ まこと 渡 邊 誠
住所	登米市迫町
職業	国立大学法人職員

議案第33号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について
--------	------------------------

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部を改正する政令が平成30年1月26日に公布され、同政令に定められる手数料の標準額が見直しされたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表4ページ)

議案第34号	工事請負契約の締結について
--------	---------------

本案は、迫児童館新築工事（建築）の工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

登米市手数料条例 新旧対照表

改正案				現 行			
第1条～第9条 (略)				第1条～第9条 (略)			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
区分		手数料の額 (1件につき)	摘要	区分		手数料の額 (1件につき)	摘要
(略)				(略)			
高圧ガス保安法施行令 (平成9年政令第20号) 第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査	容器(再)検査手数料			容器(再)検査手数料			
	(1) (略)			(1) (略)			
	ア～ウ (略)	(略)	(略)	ア～ウ (略)	(略)	(略)	(略)
	(2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 ((1) に規定する容器を除く。) に係る容器検査又は容器再検査 次に			(2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 ((1) に規定する容器を除く。) に係る容器検査又は容器再検査 次に			

掲げる容器の区 分に応じ、それぞ れ右欄に定める 金額		
ア 内容積150 リットル以上 の容器	320円に10 リットル 又は10リ ットルに 満たない 端数を増 すごとに5 7円を加え た金額	1個につ き
イ 内容積30リ ットル以上15 0リットル未 満の容器	320円	1個につ き
ウ 内容積5リ ットル以上30 リットル未満 の容器	260円	1個につ き
エ 内容積1リ ットル以上5 リットル未満 の容器	<u>160円</u>	1個につ き
オ 内容積1リ ットル未満の	150円	1個につ き

掲げる容器の区 分に応じ、それぞ れ右欄に定める 金額		
ア 内容積150 リットル以上 の容器	320円に10 リットル 又は10リ ットルに 満たない 端数を増 すごとに5 7円を加え た金額	1個につ き
イ 内容積30リ ットル以上15 0リットル未 満の容器	320円	1個につ き
ウ 内容積5リ ットル以上30 リットル未満 の容器	260円	1個につ き
エ 内容積1リ ットル以上5 リットル未満 の容器	<u>180円</u>	1個につ き
オ 内容積1リ ットル未満の	150円	1個につ き

容器		
(3) 高強度鋼容器 (1)又は(2)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ右欄に定める金額		
ア 内容積30リットル以上の容器	210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに <u>3円</u> を加えた金額	1個につき
イ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	<u>210円</u>	1個につき
ウ 内容積1リットル以上5リットル未満	160円	1個につき

容器		
(3) 高強度鋼容器 (1)又は(2)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ右欄に定める金額		
ア 内容積30リットル以上の容器	220円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに <u>4円</u> を加えた金額	1個につき
イ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	<u>220円</u>	1個につき
ウ 内容積1リットル以上5リットル未満	160円	1個につき

の容器		
エ 内容積1リットル未満の容器	140円	1個につき
(4) その他の容器に係る容器検査又は容器再検査次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ右欄に定める金額		
ア 内容積1,000リットル以上の容器	7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額	1個につき
イ 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	7,100円	1個につき
ウ 内容積150リットル以上	800円	1個につき

の容器		
エ 内容積1リットル未満の容器	140円	1個につき
(4) その他の容器に係る容器検査又は容器再検査次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ右欄に定める金額		
ア 内容積1,000リットル以上の容器	7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額	1個につき
イ 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	7,100円	1個につき
ウ 内容積150リットル以上	800円	1個につき

	500リットル未満の容器		
	エ 内容積30リットル以上150リットル未満の容器	210円	1個につき
	オ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	170円	1個につき
	カ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器	110円	1個につき
	キ 内容積1リットル未満の容器	<u>80円</u>	1個につき
(略)			
液石法第37条の4第3項において準用する液石法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の	充てん設備変更許可手数料	<u>17,000円</u> に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金	1通をもって1件とする。

	500リットル未満の容器		
	エ 内容積30リットル以上150リットル未満の容器	210円	1個につき
	オ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	170円	1個につき
	カ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器	110円	1個につき
	キ 内容積1リットル未満の容器	<u>90円</u>	1個につき
(略)			
液石法第37条の4第3項において準用する液石法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の	充てん設備変更許可手数料	<u>19,000円</u> に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金	1通をもって1件とする。

許可の申請に対する審査		額		許可の申請に対する審査		額	
(略)				(略)			
(略)				(略)			